

## 北海道大学留学ビギナーズプログラム誓約書

(2026年4月版)

### 北海道大学教育イノベーション機構長殿

私は、北海道大学留学ビギナーズプログラムを受講するにあたり、下記に記載されている事項を理解し、承諾のうえプログラムを受講することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、北海道大学や関係機関からの支援(助成金、奨学金等)の返還および、今後北海道大学が提供するプログラムへの参加の制限を課された場合でも、異議の申し立てはいたしません。

### 申込みをするにあたり理解する事項

1. 北海道大学留学ビギナーズプログラム(以下プログラムと言う。)のプログラム日程と、所属学部等の授業・テストが重なっていることが判明した場合には、北海道大学(以下本学と言う。)がプログラムへの参加を取り消すことを承諾する。なお、この日程重複に伴い、科目担当教員に対して、試験日の変更や、試験のレポートへの変更等の交渉を行わないことを承諾する。
2. プログラム参加にかかる経費を渡航前に用意する必要性を理解し、事前に保証人及び保護者の了解を得て申込みを行う。また、事前に支払わなければならない費用は、必ず定められた期日までに支払う。
3. プログラムの参加人数が最少催行人数に満たない場合は、本学または旅行代理店がプログラムの中止を決定する可能性があることを承諾する。
4. 本学が医師の診断を求めた場合、本学が指定する医療機関を受診し、診断書の原本を本学へ提出する。診断書の内容により本学が参加不相当と判断した場合、プログラムへの参加を取り消される可能性がある。また、参加が認められた場合においても、渡航先の言語又は英語で書かれた診断書を学生本人が現地へ持参する。
5. 参加確定後は、やむを得ない事由により辞退する場合には、研修先及び旅行代理店の規程によりキャンセル費用等の負担が発生する可能性があることを承諾する。
6. 研修先の国や地域の安全上の状況によっては、本学、研修先または旅行代理店が海外研修の中止・延期を決定する可能性があることを承諾する。また、研修先から持病・アレルギーの症状を理由に参加が拒否される場合があることを承諾する。本人・保証人及び保護者は、これらの事態により発生する損害・負担・費用について、本人・保証人及び保護者が負担することとし、本学・研修先及び旅行代理店に一切請求を行わないことを承諾する。
7. 航空券の手配については、本学又は旅行代理店が行うこととし、個人では行わないことを承諾する。ただし、本学が認めた場合はその限りではない。
8. プログラム実施にあたり、本学及び本学の教職員の故意又は過失に基づく損害以外の損害について、本学は一切の責任を負わないことを承諾する。
9. 参加に必要な諸手続き(旅券や査証の取得・費用支払い・海外旅行傷害保険加入等)は責任をもって指定期日までに行うことを承諾する。また諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加を取り消す場合があることを承諾する。その場合も、旅行規定・研修先・旅行代理店の規定によりキャンセル費用が発生した場合、本人・保証人及び保護者がこれを負担することを承諾する。
10. 本学が指定する海外旅行傷害保険及び危機管理支援サービスへの加入を行わなければならないことを承諾する。クレジットカード付帯の海外旅行保険のみでのプログラム参加は、認められないことを承諾する。
11. 提出書類に記載された個人情報、渡航や参加手続きの目的のため、研修先や旅行代理店へ提供されることを承諾する。
12. 旅行代理店や海外旅行保険会社、危機管理支援サービス会社が、その任務を全うするにあたり、個人情報を共有、利用することを承諾する。

[＜次頁に続く＞](#)

13. プログラムが定めた事前授業や事後授業には、必ず参加することを承諾する。正当な理由なく欠席したり、欠席の事前連絡がない、あるいは、参加姿勢に問題がある場合、参加を取り消す場合があることを承諾する。
14. 海外研修期間中は、滞在国および日本の法令、本学及び研修先の規則を遵守し、本学及び研修先、旅行代理店の指示に従うことを承諾する。また、本学の学生としての自覚と自己の責任において行動することを承諾する。
15. 海外研修期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学、研修先及び旅行代理店は一切の責任を負わないことを承諾する。
16. 海外研修期間中、研修先で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負うことを承諾する。
17. 海外研修期間中、研修先の故意又は重大な過失に基づく損害以外の損害について、研修先は一切の責任を負わないことを承諾する。
18. 海外研修期間中、定められた宿舎等に滞在することを承諾する。
19. プログラムの趣旨を理解し、研修先で学業等に励み、プログラムで決められたとおりに行動することを承諾する。海外研修期間中に研修先の国や地域の安全上の状況、または学生本人の健康状態により、また、社会的規範を逸脱したり、団体行動を乱す等、参加姿勢に問題があり、本学又は研修先等が途中帰国勧告を決定した場合は速やかに指示に従うことを承諾する。必要に応じ、保証人または保護者が現地へ赴き、本人を帰国させることを承諾する。また、当該帰国に際しては、本人・保証人及び保護者は、その際に必要となる費用について、自己負担とし、本学及び旅行代理店に一切請求を行わないことを承諾する。
20. 海外研修期間中、研修国以外の第三国への出国や、研修国内における長距離移動は認められないことを承諾する。
21. 海外研修期間前後に私的旅行を行うことなく、本学が指示するスケジュールに従い、日本国内の居住地と研修先を合理的な経路で往復することを承諾する。
22. 海外研修期間中のいかなる持病、アレルギー症状、怪我、突発性の疾病、感染症等について、学生本人がすべて責任をもって対処し、症状により本人が被るいかなる損害も学生本人が負うことを承諾する。また、本人・保証人及び保護者は、これらの事態により発生する損害・負担について本学及び旅行代理店に一切請求を行わないことを承諾する。
23. 宿泊先は原則として変更できないことを承諾する。ただし、やむを得ない事由により変更する場合は、本学の指示に従い手続きを行うことを承諾する。変更に伴い発生する損害・負担について本学及び旅行代理店に一切請求を行わないことを承諾する。
24. プログラム受講中の修学・生活情報や提供された集合写真・個人写真などの個人情報を、プログラム運営・広報の目的や、安全上の目的のために本学が使用することがあり、または研修先から依頼・提供を受け使用する場合がありますことを承諾する。
25. 帰国後は必ず定められた期日の通り、本学へ報告書を提出することを承諾する。
26. 提出書類に含まれる個人情報を、本学が主催するイベントの案内、イベント催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験者談の執筆依頼などのために利用する場合がありますことを承諾する。

20 年 月 日 \_\_\_\_\_ 学部/学院等 年

\_\_\_\_\_  
学生氏名(自署)

-----  
保証人は、上記誓約書に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

20 年 月 日 \_\_\_\_\_ 保証人<sup>注)</sup>氏名(自署)

注) 保証人は原則、保護者とする。

(学生との関係: \_\_\_\_\_)